

令和 4 年 6 月議会

生活環境委員会 報告資料

I. 専決処分報告

- 報告第22号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する
専決処分について 1 頁

II. その他報告

- 報告第25号 放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する
処分についての審査請求の却下について 5 頁
- 土地の処分について 13 頁

令和 4 年 6 月

道 路 下 水 道 局

報告第22号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和4年5月30日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。	53,704円

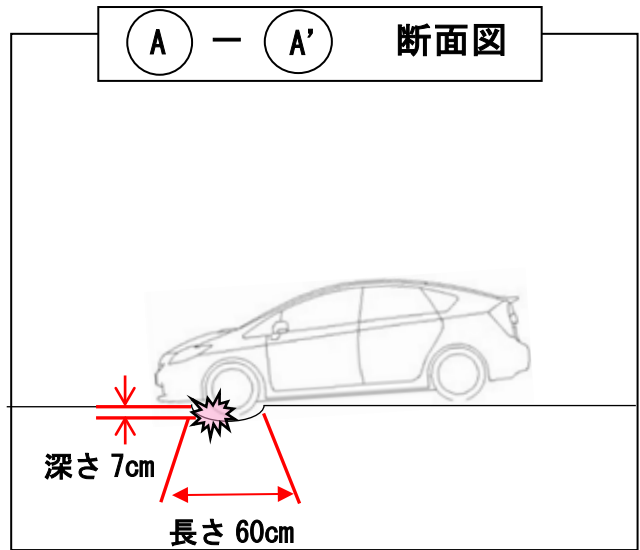
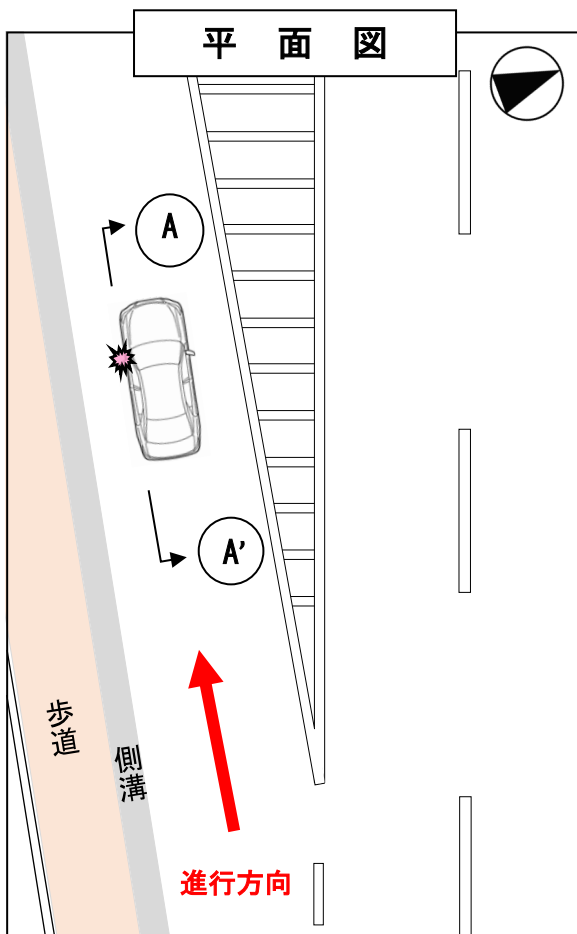
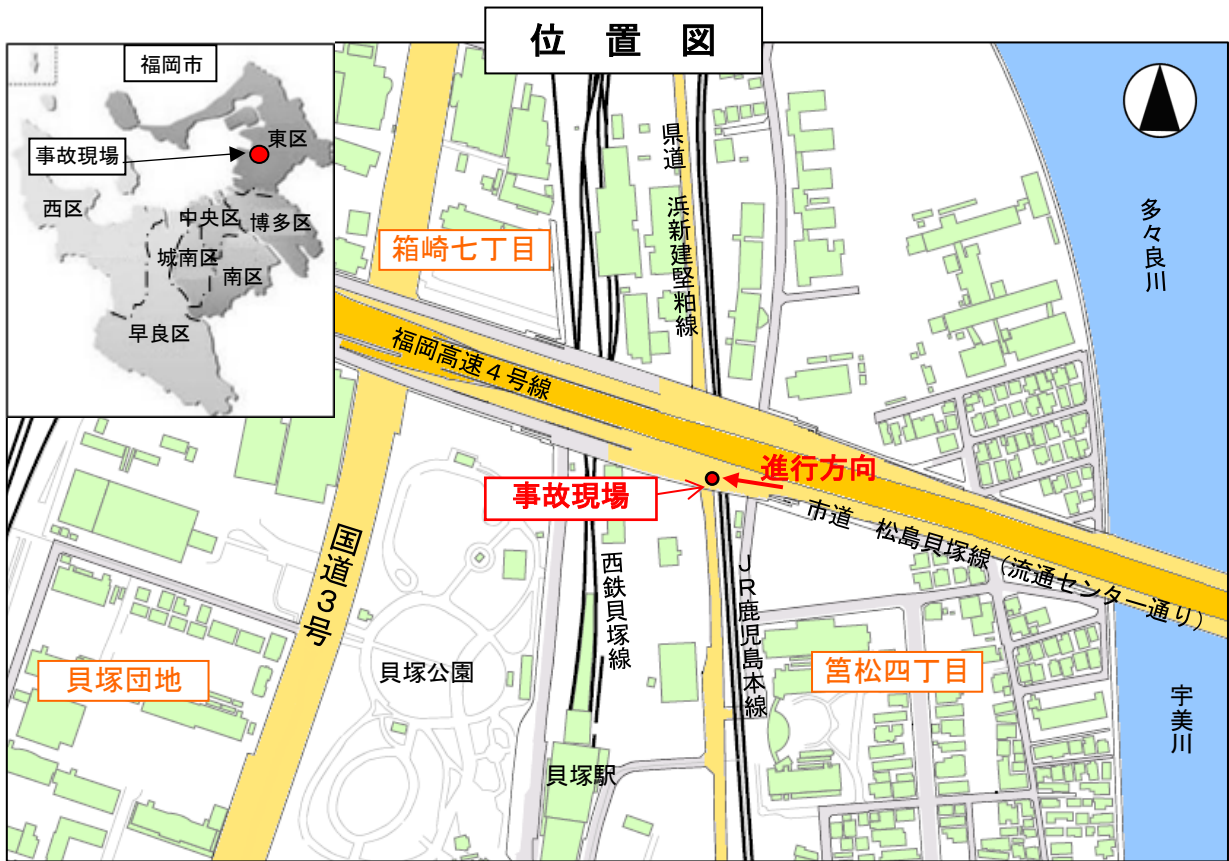
2 事件の概要

令和3年5月21日午後零時50分頃、相手方○○○○○○○○○所有の普通乗用自動車が、市内東区箱崎七丁目1番付近の市道を走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所にて車輪が落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

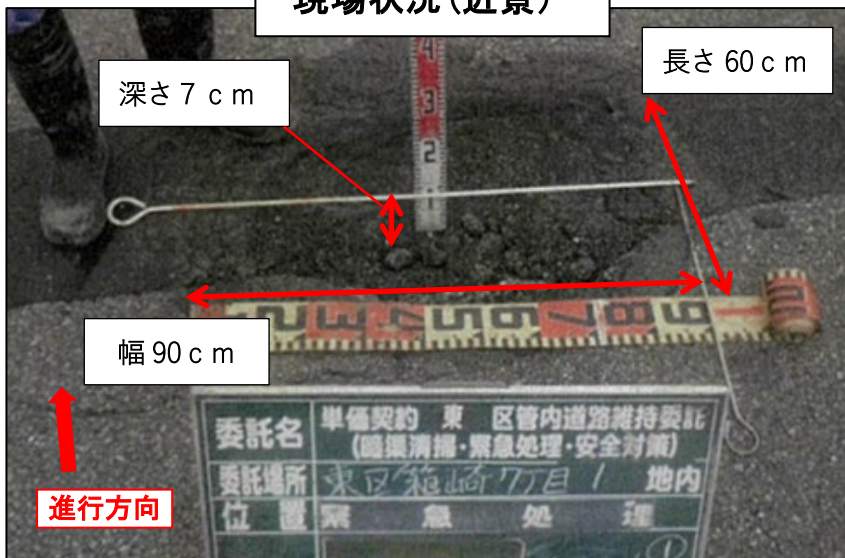


人的損害	0 円
物的損害	179,014 円
損害額計	179,014 円
市の過失割合	3 割
損害賠償額	53,704 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補 修 後



車両全景



破損状況



左前輪タイヤ及
びホイール破損

報告第25号

放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する処分についての審査請求の却下について

放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する処分についての審査請求について、行政不服審査法の規定により、令和4年5月13日次のように却下した。

1 審理関係人

(1) 審査請求人

(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。

(2) 処分庁

福岡市中央区長

2 事件の概要

(1) 令和3年9月26日、福岡市長は、市内中央区天神四丁目4番11号付近の自転車放置禁止区域内において、歩道と当該歩道に隣接する民有地とにまたがって放置されていた自転車（以下「本件自転車」という。）を確認し、本件自転車を那の津自転車保管所に移動し、保管した。

(2) 同日、本件自転車の所有者である審査請求人が那の津自転車保管所を訪れ、本件自転車の返還を求めたため、処分庁は、審査請求人から本件自転車の移動及び保管に要した費用として金2,500円を徴収し（以下「本件処分」という。）、審査請求人に本件自転車を返還した。

(3) 令和3年11月5日、審査請求人は、処分庁の上級行政庁である福岡市長に対し、本件処分に不服があるとして審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

(4) 令和4年5月2日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を取り消す旨の通知書を交付した。

(5) 令和4年5月13日、福岡市長は、本件審査請求を却下した。

3 審理関係人の主張等の要旨

(1) 審査請求人の主張

市職員らしき人物が、本件自転車を移動させ、あたかも審査請求人が自転車放置禁止

区域内の歩道上に本件自転車を放置したかのような状況を作り出した上で、本件自転車を那の津自転車保管所に移動したものであり、これらの行為に基づき行われた本件処分は不当な処分であるため、本件処分の取消しを求める。

(2) 処分庁の主張等

本件処分は適法かつ妥当に行われたものであるとして本件審査請求の棄却を求めているところ、審査の過程で、本件処分に際して本市から放置自転車撤去業務を受託していた事業者が本件自転車について不適切な取扱いを行っていたことが発覚したため、本件処分を取り消し、その旨を福岡市長に通知した。

4 却下の理由

処分庁が本件処分を取り消したことにより、審査請求人がその取消しを求める法律上の利益が失われているため、本件審査請求を不適法なものとして却下したものである。

上記について地方自治法第229条第4項の規定により報告する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

報告第 25 号

放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収に関する処分 についての審査請求の却下について

《要旨》

中央区が行った「放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収」（金 2,500 円、本件処分）を不服とする審査請求があったが、区の放置自転車撤去等業務の受注者が民有地内にあった自転車を歩道へ移動する不適切な取扱いをして、撤去に至ったことが判明した。このことで本件処分を取消したため、審査請求を却下したもの。

1 事件の概要

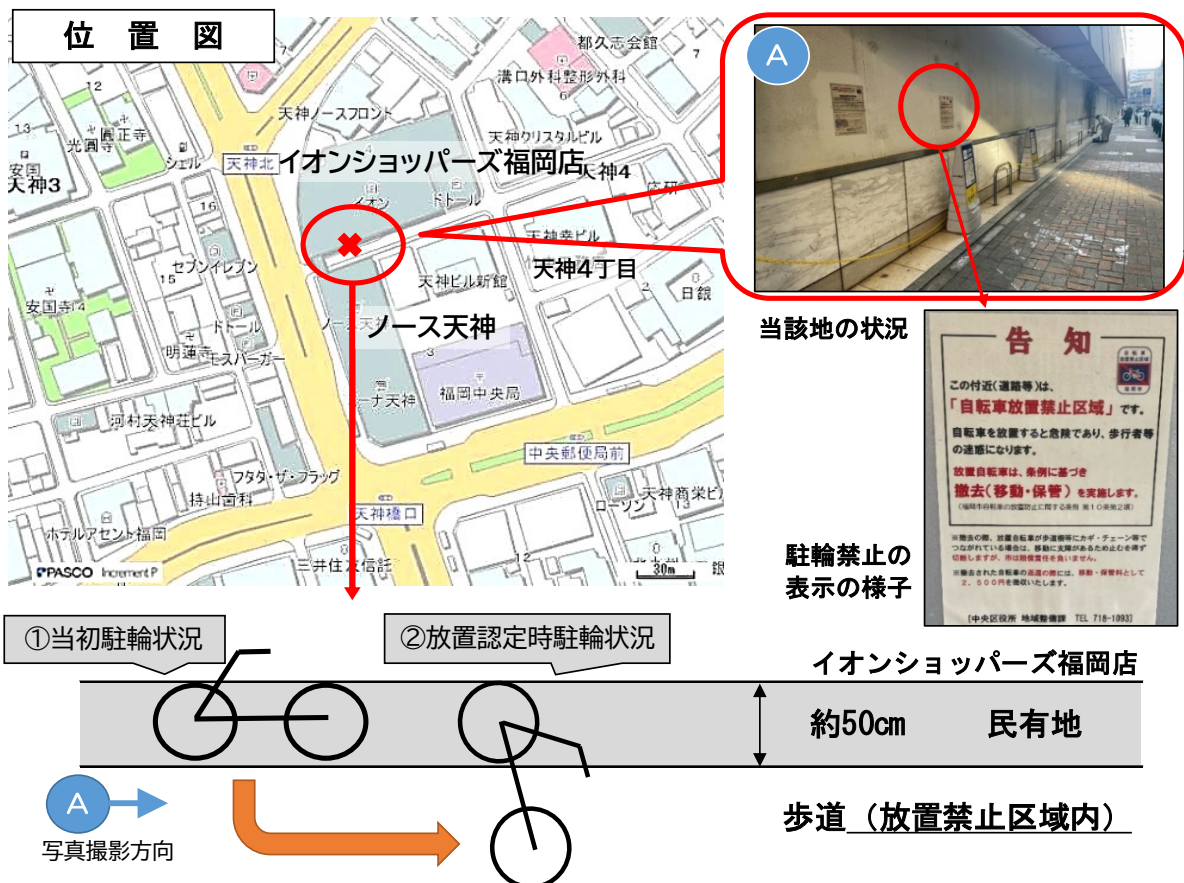
(1) 請求に至る経緯

令和 3 年 9 月 26 日、中央区は、民有地と歩道を跨ぎ駐輪されている本件自転車を放置自転車と認定(下図の②)し撤去、那の津保管所へ移動し保管した。

(放置認定は市職員、撤去・移動は撤去等業務の受注者(株ニップス)が実施)

同日、審査請求人(〇〇 〇氏)は、保管所で移動及び保管に要した費用を支払い、本件自転車の返還を受けた。

その後、審査請求人は、現地にある防犯カメラ映像についての警察の証言をもとに「民有地内に停めていたが(下図の①)、市職員らしき人物が自転車を民有地から歩道へ移動させ、あたかも審査請求人が放置したかのような状況を作り、撤去するための根拠を捏造した不当処分の疑いがある」と主張し、令和 3 年 11 月 5 日に本件処分の取消しを求めて、審査請求を行った。



(2) 本件処分の取消しに至る経緯

審査請求を受けて、下記関係者により審査が進められた。

- ① 審査請求人 ○○ ○
- ② 処分庁 中央区長
- ③ 審査庁 福岡市長（道路下水道局）
- ④ 審理員 総務企画局法制課課長及び主査（審理員担当）

処分庁は、審査請求人の主張する本件自転車の民有地から歩道への移動に関し、中央区の放置自転車認定・撤去等に係る当日の従事者（市職員、受注者）及び警察に確認した。その結果、下記のように客観的な証拠がないため、本件処分は適法かつ妥当に行われたと判断していた。

- ・従事者への聴き取りで民有地から歩道への移動の関与を確認できなかった。
- ・警察へ防犯カメラ映像の確認を求めたが、断定できる事柄はないとのことで、また、防犯カメラ映像の提供も求めたが不可であった。

審理員も調査を行い、警察への確認では、第三者が本件自転車を民有地から歩道へ移動したことは認められるが、「作業主体が誰であるかは断定できない」とのことだった。また、防犯カメラ映像の提供を得られず、その他第三者の特定に関する証拠もないため、区の従事者の関与があるとまでは認定できず、本件処分は適法かつ妥当であると評価せざるを得ないと意見をまとめた。

裁決を担う審査庁は、審理員意見を受け、処分庁に事実確認を行った。処分庁が、改めて従事者に事実関係の確認を行ったところ、受注者が自社従業員による本件自転車の民有地から歩道への移動の関与があったことを認めた。

このため、令和4年4月25日、処分庁は本件処分を取消し、5月2日に審査請求人と面談して謝罪し、本件処分を取消す旨の取消通知書を交付した。

2 審査請求の却下

令和4年5月13日、審査庁は、処分庁が本件処分を取り消したことにより、審査請求人がその取消しを求める法律上の利益は失われ、行政不服審査法に基づく審査請求としては不適法となったため、却下の裁決を行った。

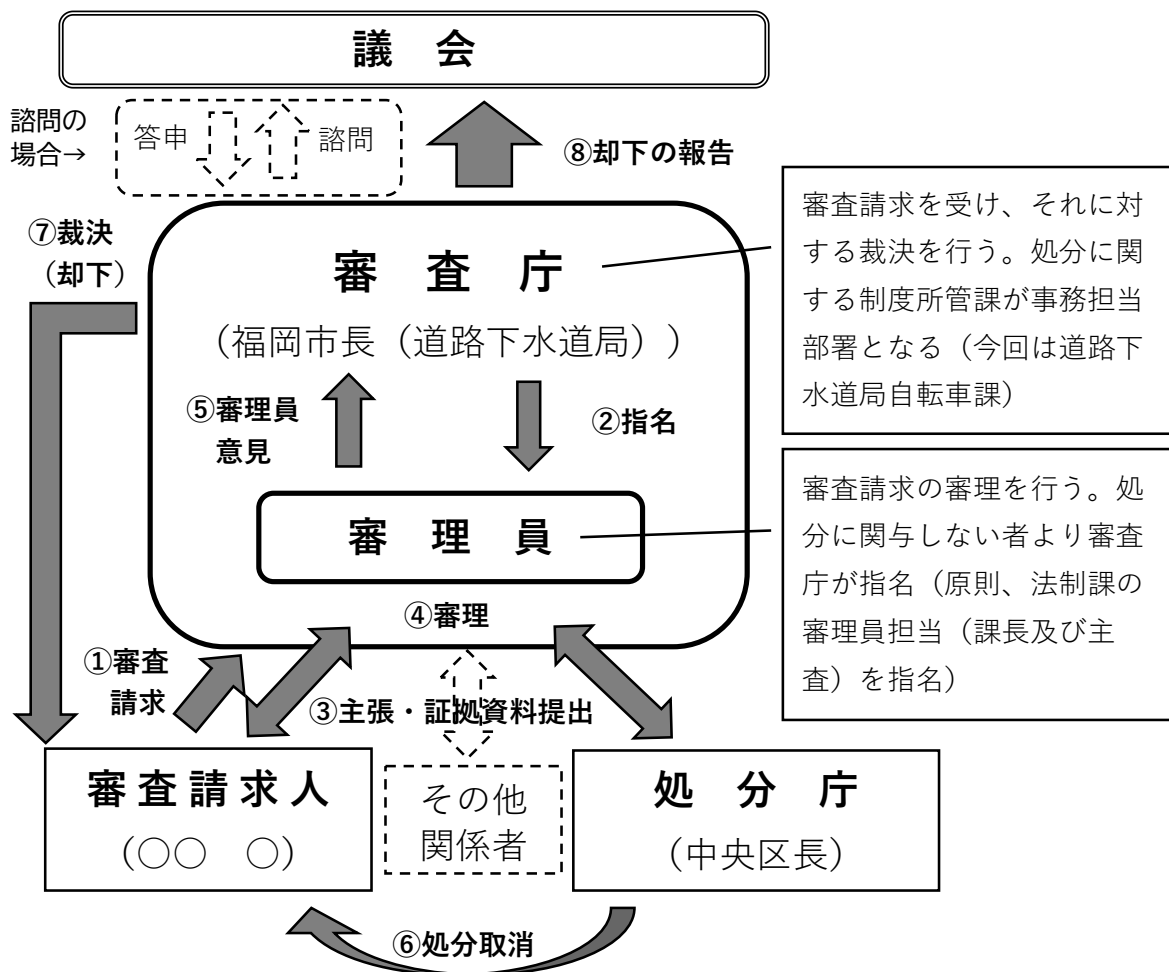
本件審査請求は手数料の徴収に関する処分についての却下事案であることから、地方自治法第229条第4項に基づき、議会へ報告するもの。

(参考)審査請求について(概略)

行政不服審査制度

行政不服審査制度は、行政庁（国、地方公共団体等）の処分その他公権力の行使にあたる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度で、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

今回の審査手続き(報告)の流れ



《関係法令》

○地方自治法より

第229条（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○行政不服審査法より

（処分についての審査請求の却下又は棄却）

第45条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

【参考】 審査請求以降、却下に至る詳細経緯等

(1) 令和3年11月5日 審査請求人は、本件処分を不服として本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(2) 令和3年11月16日 審査庁は、審理員を指名。

審理員は、審査請求人及び処分庁に双方の主張等を確認

① 審査請求人の主張の要旨

(現地の防犯カメラ映像の確認のため警察へ行き、聞いた内容をもとに下記のとおり主張)

イオン敷地（民有地）に駐輪していたが、ヘルメットを被った市職員らしき人物が本件自転車を民有地より歩道に移動させ、あたかも審査請求人が放置していたかのような状況を作っており、市が撤去する為の根拠を捏造した不当処分の疑いがあるため、本件処分の取消しを求める。

② 処分庁の主張の要旨

下記理由から、今回の争点である本件自転車の民有地から歩道への移動は確認できず、本件処分は適法かつ妥当に行われたと考えている。

ア 自転車放置禁止区域内（歩道）と民有地を跨ぐ形で本件自転車が放置されていることを確認し、本件自転車を保管所に移動・保管した。

イ 本件自転車を不当に移動した者がいないか当日の従事者（市職員及び受注者^(※)）に確認したが該当する者はいなかった。また警察にも確認したが断定できる事柄はないとのことだった（防犯カメラの映像は確認できず）。

※ 中央区の放置自転車撤去業務を受注している業者（株ニップス）市職員が認定した放置自転車を、受注者が撤去し移動している。

(3) 令和4年4月11日 審理員は、審理員意見書を審査庁へ提出。

① 審理員意見の要旨

審査請求人及び処分庁の主張や警察の参考人陳述等を踏まえ、下記理由から、本件自転車を民有地から歩道へ移動した第三者が市職員又は受注者の従業者であるとまでは認定できないため、本件処分は適法かつ妥当であると評価せざるを得ない（本件は棄却されるのが妥当と判断）。

ア 警察の陳述では、ヘルメット及びビブスを着用した男性Aが、民有地にある本件自転車を持ち上げて数メートルずらし、後部付近が路上にある状態で立ち去り、その後、本件自転車を撤去した男性数人は男性Aと同じような着衣であったが、作業の主体が誰であるかは断定できない、とのことであった。

イ 本件自転車が放置されるに至った理由が第三者による移動であるとは認められるものの、その第三者が市職員または受注者の従業者であると示す客観的な証拠が審査請求人から提出されておらず、また、処分庁による確認では当日の従事者による移動への関与が認められなかった。

ウ 審理員においても防犯カメラ映像を確認すべく警察及び防犯カメラ設置者である町内会に映像の提出を求めたが不可であった。

(4) 令和4年4月14日 審査庁は、裁決の方向性を整理するにあたり、審理員意見の内容について処分庁へ事実関係の確認を行った。

(5) 令和4年4月20日 処分庁は、本件自転車の民有地から歩道への移動について従事者（市職員、受注者）に改めて確認を行ったところ、受注者は、警察の陳述内容にある服装の特徴や行動などから自社従業者の関与を認めた。

(6) 令和4年4月25日 処分庁は、受注者が関与を認めたことを受けて、民有地から歩道上へ移動させたことは不適切な取扱いであることから本件処分を取り消し、その旨、審査庁へ上申した。

(7) 令和4年5月2日 処分庁は、審査請求人と面談して謝罪し、本件処分の取消通知書を交付し、その旨を公表した。

同日、市は受注者に対する処分（令和4年4月28日から1か月間の競争入札参加停止）について公表した。

(8) 令和4年5月13日 審査庁は、本件審査請求を却下する裁決を行った。

土地の処分について

1 趣旨

道路下水道局所管の香椎駅周辺駐輪場未利用地について、一般競争入札を実施し、処分したので報告するもの。

2 処分地の概要

- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (1) 所在地 | 福岡市東区香椎駅前一丁目1220番、同所1221番 |
| (2) 地目 | 宅地 |
| (3) 面積 | 380.09㎡（1220番：123.44㎡、1221番：256.65㎡） |
| (4) 処分価額 | 380,000,000円 |
| (5) 処分の相手方 | 福岡市中央区大手門一丁目9番7号
株式会社ベータビジョン |
| (6) 契約締結日 | 令和4年3月3日 |
| (7) 見取図 | 以下のとおり |

